

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者
- 衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙長の事務を行う場所

ページ

一 二 二 二 二 二 三 三 三 三 三 四 四

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所

四 四 四 四 四 四

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙における選挙長、宮城県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

衆議院小選挙区選出議員選挙

宮城県第一区

選挙長 宮城県利府町 櫻 井 正 人

同職務代理者 仙台市青葉区 黒 澤 治

宮城県第二区

選挙長 宮城県利府町 櫻 井 正 人

同職務代理者 仙台市青葉区 黒 澤 治

宮城県第三区

選挙長 仙台市青葉区 植 木 俊 哉

同職務代理者 仙台市青葉区 浅 川 大 典

宮城県第四区

選挙長 仙台市青葉区 植 木 俊 哉

同職務代理人 仙台市青葉区 浅川 大典
宮城県第五区

選挙長 仙台市泉区 戸井 秀一

同職務代理人 仙台市太白区 太田 雅俊

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 仙台市宮城野区 高橋 勝

同職務代理人 仙台市泉区 柴 淳子

○宮選管告示第百五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙会

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和六年十月三十日 午前十時

衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和六年十月三十日 午前十時

○宮選管告示第百六号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条及び同法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十五条で準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条の規定により、令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県審査分会長 仙台市宮城野区 高橋 勝

同職務代理人 仙台市泉区 柴 淳子

○宮選管告示第百七号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条で準用する公職選挙法

（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和六年十月三十日 午前十時

○宮選管告示第百八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県第一区 候補者一人につき 金 二五、八一三、八〇〇円

宮城県第二区 候補者一人につき 金 二五、九一五、一〇〇円

宮城県第三区 候補者一人につき 金 二三、二七四、五〇〇円

宮城県第四区 候補者一人につき 金 二四、八三九、四〇〇円

宮城県第五区 候補者一人につき 金 二四、一七一、五〇〇円

○宮選管告示第百九号

令和六年十月十四日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、〇一九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三七、六一八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

- 青 葉 選 挙 区 八三、二七五 岩 沼 選 挙 区 一二、〇四六
- 宮 城 野 選 挙 区 五三、〇九八 登 米 選 挙 区 二〇、九二〇
- 若 林 選 挙 区 三九、一二一 栗 原 選 挙 区 一七、八三二
- 太 白 選 挙 区 六五、九二〇 東 松 島 選 挙 区 一〇、八三四
- 泉 選 挙 区 五九、二二九 大 崎 選 挙 区 三五、〇五二
- 石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区 四〇、一一二 富 谷 ・ 黒 川 選 挙 区 二五、五二一
- 塩 釜 選 挙 区 一四、九三一 柴 田 選 挙 区 二二、三二二
- 気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区 二〇、〇九九 亘 理 選 挙 区 一二、八〇九
- 白 石 ・ 刈 田 選 挙 区 一二、五三六 宮 城 選 挙 区 一三、七四四
- 名 取 選 挙 区 二一、八七八 加 美 選 挙 区 七、九〇六
- 角 田 ・ 伊 具 選 挙 区 一一、一七八 遠 田 選 挙 区 一〇、八九一
- 多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区 二二、四〇九

○宮選管告示第百十号

令和六年十月十四日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十一条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

三三七、六一八
○衆選一告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区
選挙長 櫻 井 正 人

○衆選一告示第二号
仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区
選挙長 櫻 井 正 人

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○衆選二告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区
選挙長 櫻 井 正 人

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選二告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 櫻 井 正 人

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○衆選三告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 植 木 俊 哉

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選三告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙立会人のくじは
次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 植 木 俊 哉

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○衆選四告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙長の事務を行
う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 植 木 俊 哉

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選四告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙立会人のくじは
次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 植 木 俊 哉

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○衆選五告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙長の事務を行

う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 戸 井 秀 一

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選五告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙立会人のくじは
次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 戸 井 秀 一

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○衆比選告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行
う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 高 橋 勝

○衆比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による
令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会の選挙立会人のく
じは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 高 橋 勝

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○国審宮告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙長の事務を行

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮城県審査分会長の事務を行う場
所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

最高裁判所裁判官国民審査

宮城県審査分会長

高 橋

勝

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁